

## ① 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; IR区域・IR施設・IR事業者

### <IRに係る制度設計に関する基本的枠組み>

#### (IR区域の認定)

② 当初のIR区域数の上限は、推進法の提案者の答弁等を踏まえ検討

#### 【推進法に対する参・内閣委員会の附帯決議】

四 特定複合観光施設区域の数については、我が国の特定複合観光施設としての国際的競争力の観点及びギャンブル等依存症予防等の観点から、厳格に少数に限ることとし、区域認定数の上限を法定すること。

#### 【推進法審議時における提案者の答弁】

2つか3つくらいからスタートして、効果を検証し、段階的にどの程度増やしていくのか検討すべき。

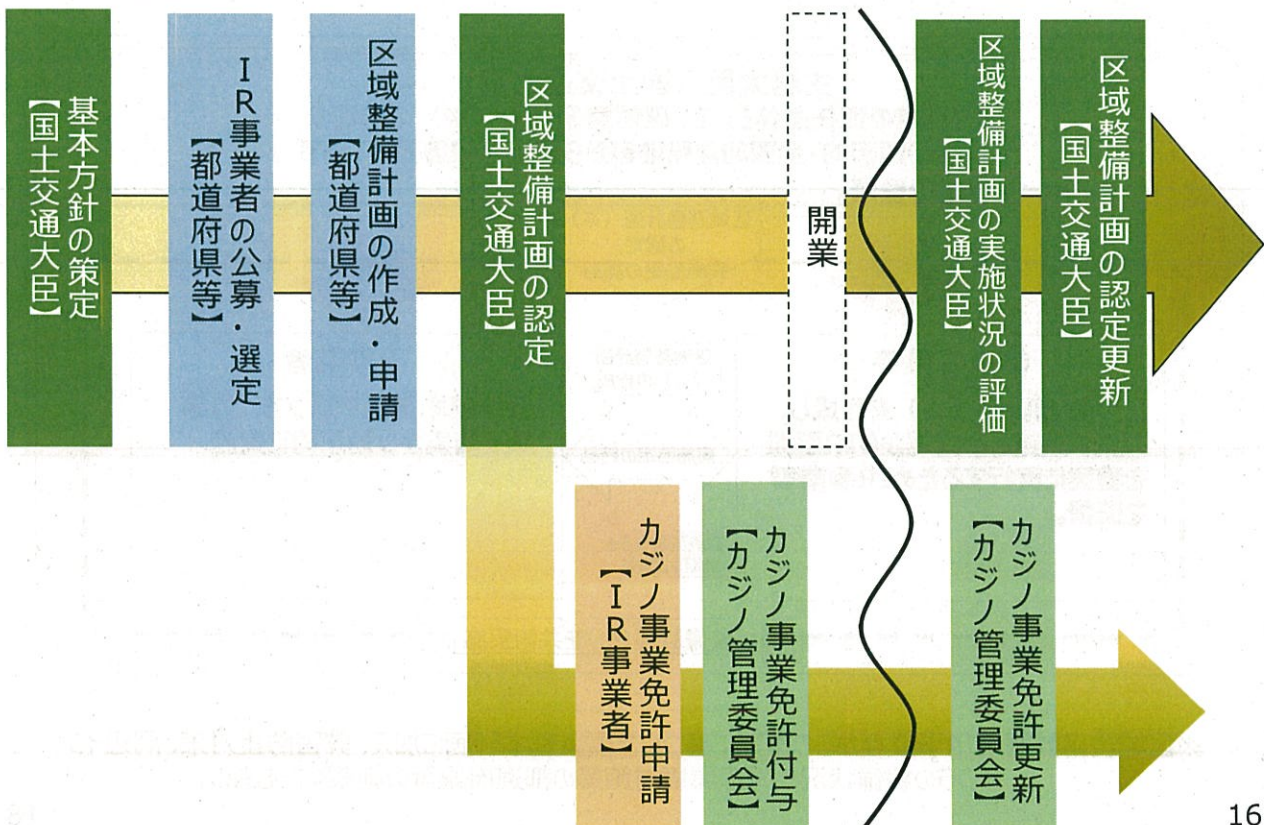
#### 【推進法】

「この法律の規定及び第五条の規定に基づく措置については、この法律の施行後五年以内を目途として、必要な見直しが行われるべき」（附則第2項）

15

## ② 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; IR区域整備・IR事業者の監督

### <事業実施の流れ（イメージ）>



16

## ② 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; IR区域整備・IR事業者の監督

### <公共政策としての目的達成のために>

#### (基本方針の策定等)

- ① 国土交通大臣は、IR制度の運営に向けた「基本方針」等を示し、都道府県等による「区域整備計画」を認定（更新制）

#### (IR事業者に対する監督の役割分担)

- ① 国土交通大臣は、国際的・全国的な見地等から必要であると認める場合に都道府県等及びIR事業者を監督 (P.18参照)
- ② 都道府県等は、IR区域整備をIR事業者と共同して実施する立場からIR事業者を監督 (P.18参照)

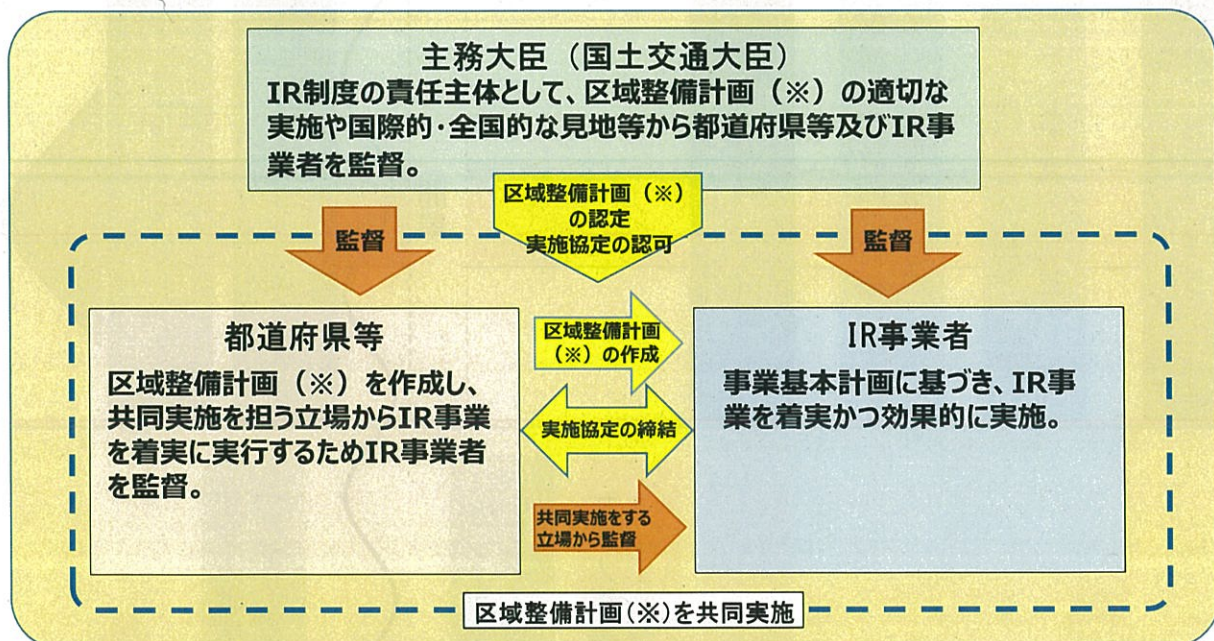
#### (IR事業者に対する監督の手法)

- ① 都道府県等及びIR事業者に対して、IR事業に係る詳細な事項を定めた「実施協定」の締結・国土交通大臣の認可を義務付け (P.18参照)
- ② 実施状況の評価制度を設け、国土交通大臣は必要に応じて改善等を指示
- ③ 国土交通大臣は区域整備計画の認定更新時に評価の結果が適切に反映されていることを確認

17

## ② 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; IR区域整備・IR事業者の監督

### 【主務大臣と都道府県等の役割分担のイメージ】



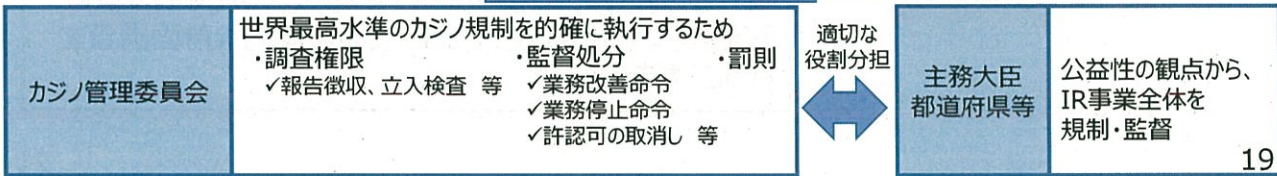
※区域整備計画 ; IR事業者からの提案に基づいた事業基本計画に加え、弊害防止対策、周辺インフラの整備状況や周辺環境対策等の都道府県等の施策を含むもの。

18

### ③ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ規制

#### <カジノ規制の全体像>

免許等による参入規制	カジノ施設・機器の規制	カジノ事業活動の規制	弊害防止対策
(1) カジノ事業者 事業者のほか、以下の者も対象 ・代表者 ・役員 ・株主 ・監査人 等  (2) 土地/施設の所有者等  (3) カジノ関連機器等製造事業者等  (4) 指定試験機関 等	・施設の数・規模 ・施設の構造・設備 ・カジノ関連機器の基準等 ・型式検定 等	(1) カジノ行為（ゲーミング）に関する規制 ・種類・方法の制限 ・不正防止のための措置 等  (2) カジノ事業に関する規制 ・約款の認可 ・広告・勧誘の制限 ・コンプの規制 ・金融業務の限定 ・入場規制・本人確認 ・業務委託の制限 ・従業員の確認・届出 ・内部管理体制の整備 ・カジノ施設内関連業務の制限 ・秩序維持・苦情処理のための措置 等  (3) カジノ事業を含むIR事業に関する規制 ・業務方法書の認可 ・契約の認可等 ・業務監査の実施 ・区分経理の実施 ・財務報告書・内部統制報告書の届出 等	依存防止対策 ・入場規制 （入場回数制限、本人・家族申告による利用制限措置・入場料 等） ・広告・勧誘の制限 ・コンプの規制 ・与信の制限 ・カジノ事業者自ら実施する依存防止措置 等  青少年の健全育成 ・入場規制 ・広告・勧誘の制限 等  マネー・ローンダリング対策等 ・チップの規制 ・取引時確認等の義務付け ・カジノ事業者自ら実施するマネー・ローンダリング対策 ・暴力団員の入場禁止 等



### ③ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ規制

#### <公正・廉潔なカジノ事業のために>

##### 【免許制等による事業者等の廉潔性確保】

- ① カジノ事業免許はIR事業者のみに付与 (P.21参照)
- ② 事業者のみならず、役員、株主、取引先等幅広い関係者に対し、免許・認可等の際の背面調査を通じて廉潔性を確保 (P.21参照)
- ③ カジノ事業の従業員も、カジノ管理委員会による確認等を通じて廉潔性を確保
- ④ 施設供用事業者は免許、土地権利者は認可の対象とし、廉潔性を確保 (P.23参照)
- ⑤ カジノ関連機器等（スロットマシン等）に関し、技術的基準を設定し、基準適合を義務付け

等

##### 【カジノ面積規制】

- ① IR施設との相対的な位置付け及び「ゲーミング区域※」の上限値（絶対値）で規制

※顧客の通路や飲食スペース、バックヤード等ゲームの実施に直接には関係のない区域を除外

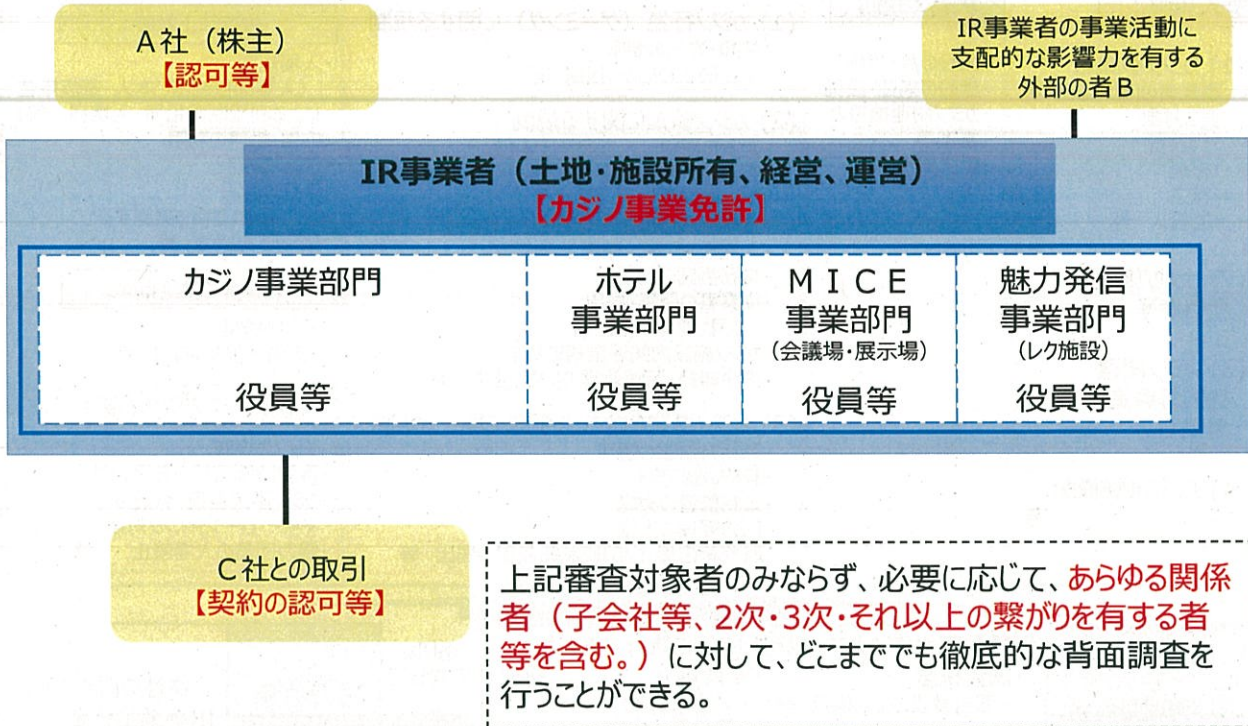
##### 【カジノ事業活動の規制】

- ① カジノ内で行えるカジノ行為は刑法上の「賭博」に限定。種類・方法はカジノ管理委員会が社会通念上妥当と認めたものに限定 (P.24参照)
- ② 高い規範に基づく事業の実施を徹底するため、IR事業者に内部管理体制の整備を義務付け
- ③ カジノ事業に係る業務の委託を原則禁止
- ④ 日本人等によるクレジットカードを利用したチップの購入を禁止
- ⑤ 与信（顧客への金銭の貸付け）はカジノ事業者のみ行えることとし、与信対象を外国人等に限定。カジノ場内にはATMの設置禁止
- ⑥ いわゆる「ジャンケット」は認めない

### ③ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ規制

#### <公正・廉潔なカジノ事業のために>

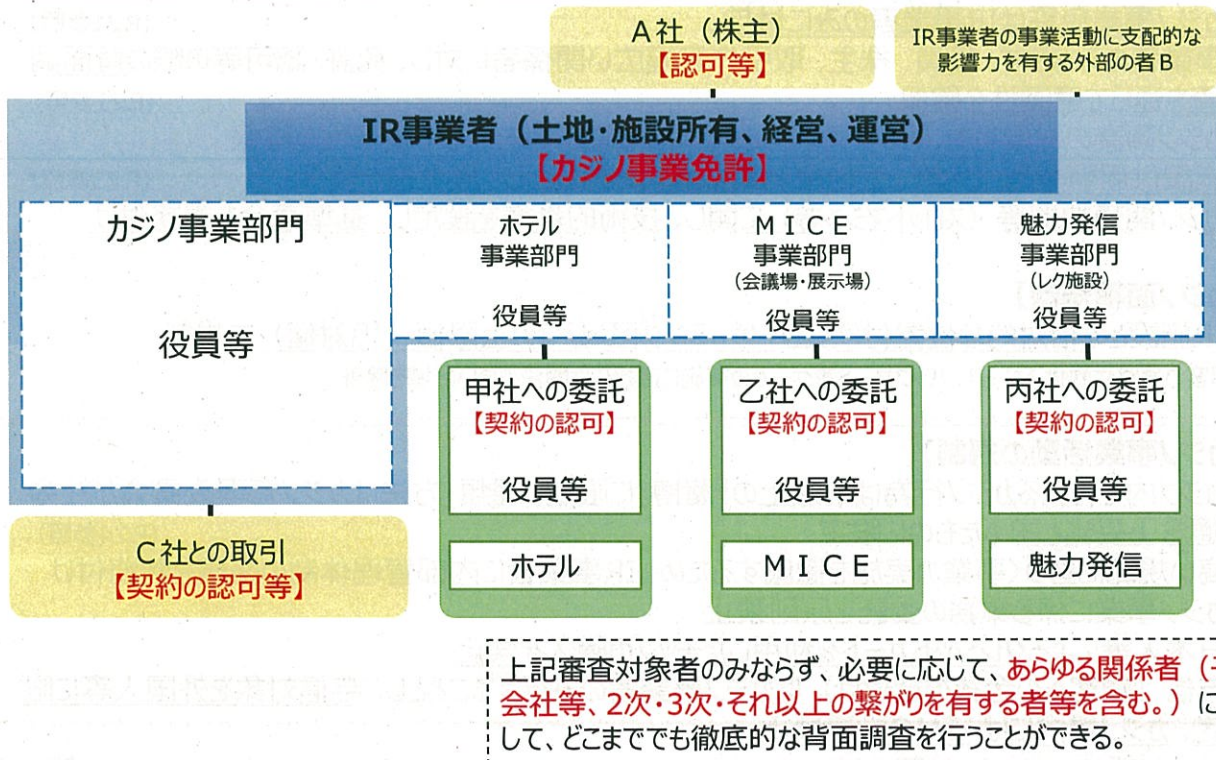
【IR事業者の原則的運営形態とカジノ事業免許】



### ③ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ規制

#### <公正・廉潔なカジノ事業のために>

【経営と運営が分離される場合（業務運営委託）：認可制の下で監督】

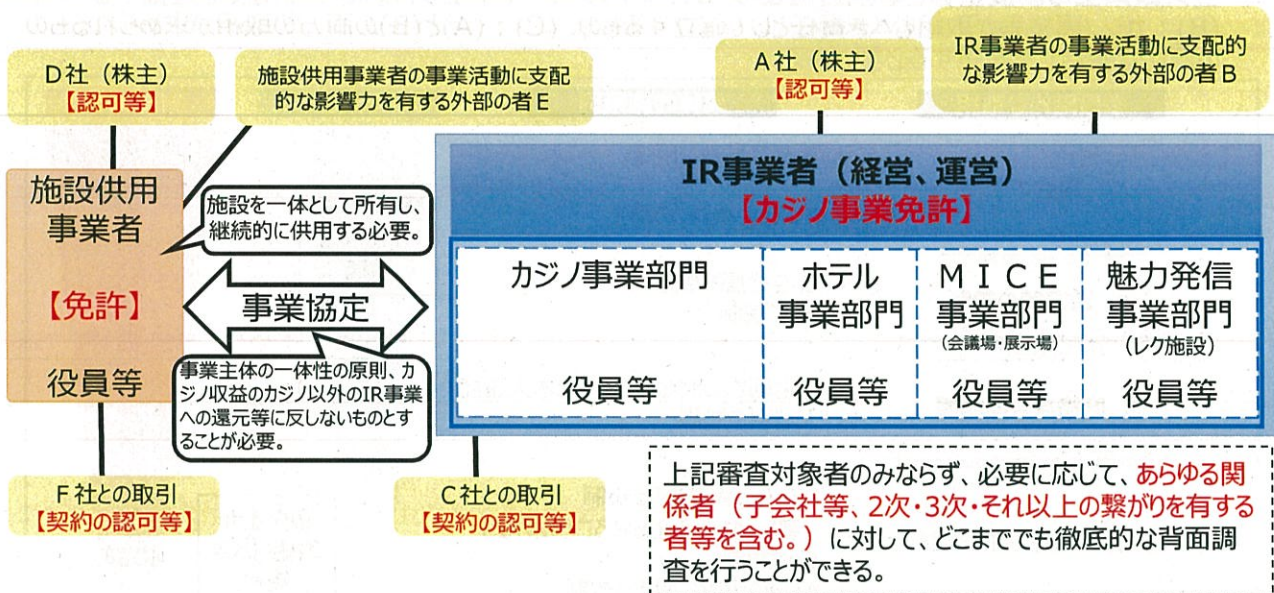


### ③ 公共政策としての「日本型IR」の具体的な内容；カジノ規制

#### <公正・廉潔なカジノ事業のために>

#### 【免許制等による事業者等の廉潔性確保】






④ 施設供用事業者は免許、土地権利者は認可の対象とし、廉潔性を確保



23

### ③ 公共政策としての「日本型IR」の具体的な内容；カジノ規制

#### <参考> カジノにおいて行われている代表的なゲーム

名称	ルーレット	ブラックジャック	バカラ	大小	スロットマシン
ルール概要	数字及び色が付された38あるルーレットの目の中から、ボールが落ちる目の数字又は色を予想するゲーム	ディーラーとプレイヤーの勝負で、配られたカードの数字の合計数が21に近い方が勝利となるゲーム	直接勝負に参加するものではなく、バンカーとプレイヤーのうちどちらが勝つかを予想するゲーム。両者に配られたカードの合計数の下桁の数字が9に近い方が勝ちとなる	ディーラーによって振られる3つのサイコロの数字の合計数や組み合わせを予想するゲーム	リールを回転させ、一定のパターンの図柄がそろうことにより、当該図柄に応じた当たりを得るゲーム
					

※ このほか、クラップス（ディーラーが投げる2つのサイコロの目の合計数を当てるゲーム）、カジノウォー（1枚ずつ配られたカードの数字の強弱で勝負をするゲーム）等が行われている。

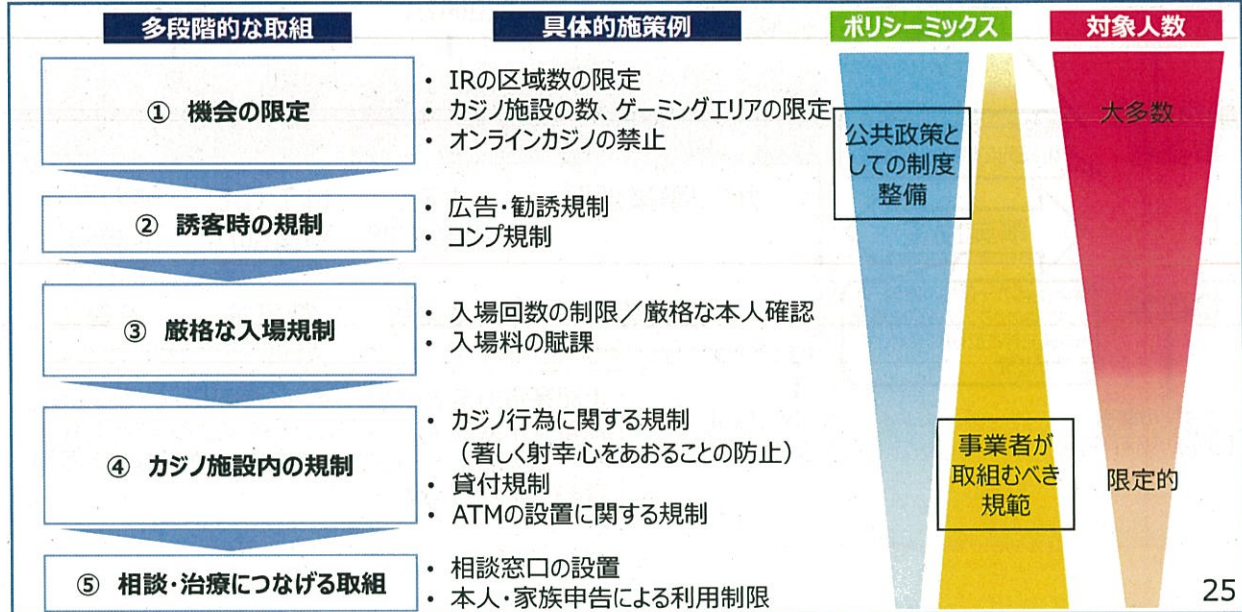
※ 例えば、米国ネバダ州では、1,011種のゲームが認められており、シンガポールでは、マリーナ・ベイ・サンズに対し47種のゲームが、リゾート・ワールド・セントーサに対し39種のゲームが認められている。なお、これらのゲームの中には、上記の代表的なゲームのほか、これらの派生型のものも多数含まれている。

24

## ④ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；弊害防止対策

### 【依存防止対策の考え方】

- **重層的／多段階的取組の必要性**：カジノ行為への依存を防止するため、①ゲーミングに触れる機会の限定、②誘客時の規制、③厳格な入場規制、④カジノ施設内での規制、⑤相談・治療につなげる取組まで、重層的／多段階的な取組を制度的に整備することが必要。
- **公共政策上の制度整備と事業者責任のベストミックス**：(A)：公共政策として制度を整備するもの、(B)：カジノ事業者が取組むべき責任として確立するもの、(C)：(A)と(B)の両方の取組が求められるものの適切な組合せを考慮する必要がある。



## ④ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；弊害防止対策

### <弊害防止のために>

#### 【依存防止対策・青少年の健全育成】

##### （入場に係る対策）

- ① 日本人等の入場回数を長期（1か月程度）及び短期（1週間程度）で制限
- ② 入場に当たって、日本人等に、マイナンバーカードにより本人確認を実施、入場回数を確認
- ③ 日本人等に、1日（24時間）単位で入場料を賦課。入場料については、安易な入場抑止を図りつつ、利用客に過剰な負担とならないような水準を検討
- ④ 20歳未満の入場禁止

##### （広告等に係る対策）

- ① IR区域外では、カジノ事業に関する広告物等の設置を原則禁止
- ② 広告・勧誘の方法が適切なものとなるよう、カジノ管理委員会が広告勧誘指針を作成・公表
- ③ 20歳未満を対象とする広告・勧誘を禁止

##### （事業者の責任の明確化）

- ① 事業者相談窓口の設置等を義務付け
- ② 事業者、本人・家族申告による利用制限措置を義務付け
- ③ 従業員への教育訓練等の措置等を含む内部管理体制の整備を義務付け

等

#### ④ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；弊害防止対策

##### <弊害防止のために>

###### 【マネー・ロンダリング対策等】

- ① 犯罪収益移転防止法の枠組みに加え、一定額以上の現金取引の報告を義務付け
- ② 暴力団員の入場禁止をカジノ事業者及び暴力団員本人に義務付け 等

###### <マネー・ロンダリング対策等の基本的枠組み>

環境面の対策 (反社会的勢力の排除等)  +	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免許制度</li> <li>・ 背面調査による事業者・従業者からの反社会的勢力の排除</li> <li>・ 入場者からの反社会的勢力の排除</li> <li>・ 施設の構造・設備基準</li> </ul>
取引行為に着目した対策  +	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公正なゲーミングの実施</li> <li>・ 取引時確認等、疑わしい取引の届出</li> <li>・ 一定額以上の現金取引の届出</li> <li>・ 顧客の指示を受けて行う送金先を本人の口座に限定</li> </ul>
顧客の行動に着目した対策  +	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チップの譲渡規制</li> <li>・ チップの持ち出し規制</li> <li>・ 施設内の警戒・監視</li> </ul>
事業者の規制遵守のための対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部管理体制の整備</li> <li>・ 自己評価と監査の結果をカジノ管理委員会に報告</li> </ul>

緑字：FATF勧告で求められている対策 青字：諸外国で実施されている対策 赤字：日本独自の対策

27

#### ⑤ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容；カジノ管理委員会、公租公課等

##### <公正・廉潔なカジノ事業、弊害防止を実効性あるものにするために>

###### <カジノ管理委員会>

- ① 委員長及び委員は国会同意人事
- ② 一般的な権限である調査・監査・行政処分権限に加え、金銭的不利益処分を導入 等

##### <幅広く公益のために>

###### <公租公課等>

###### 【納付金】

- ① 固定的なカジノ管理委員会の経費に相当する定額部分とともに、GGR※比例部分を合わせて徴収。GGR比例部分は幅広く公益に活用  
※カジノ事業の粗収益：賭金総額－顧客への払戻金
- ② GGR比例部分については、諸外国の実効負担率やIRを取り巻く競争環境を踏まえ設定

###### 【入場料】

- ① 外国人旅行客以外の利用客から入場料を徴収し、幅広く公益に活用

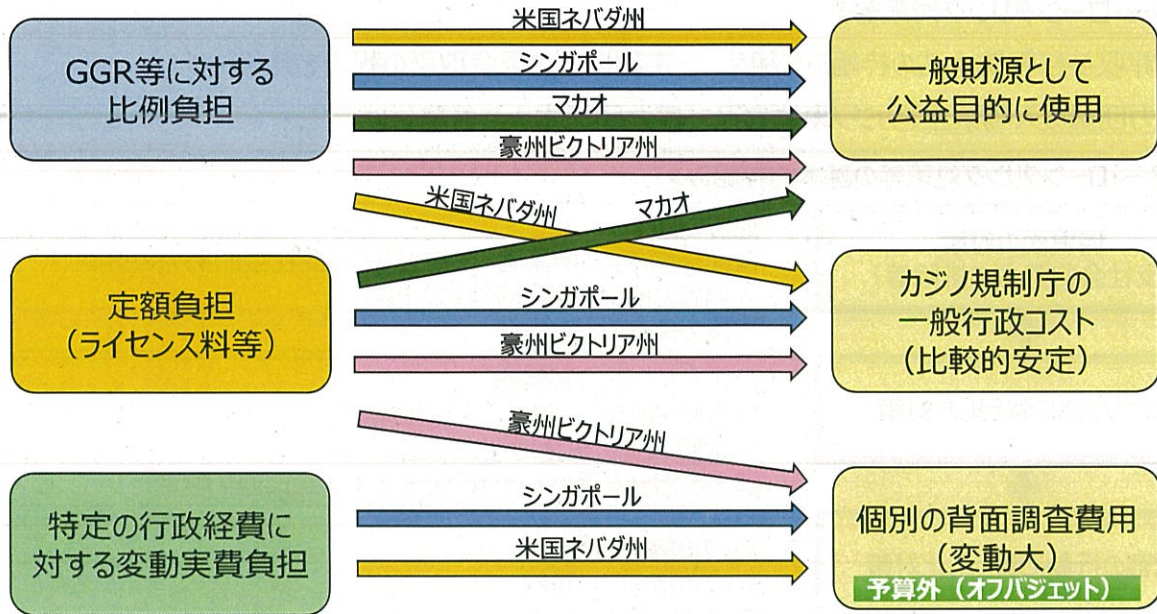
###### 【国・地方の配分関係等】

- ① 納付金（GGR比例部分）及び入場料は、国が一括徴収することとし、国・認定都道府県等と折半
- ② 立地市町村等及び周辺自治体に対して、区域整備計画に基づき、認定都道府県等から納付金の一部を交付できる

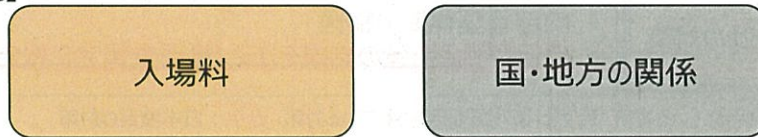
等  
28

⑤ 公共政策としての「日本型IR」の具体的内容 ; カジノ管理委員会、公租公課等

<諸外国の歳出・歳入との対応関係>



【その他の論点】



諸外国のモデルに基づく実効負担率の機械的試算 (イメージ) (注1)

大胆な仮定を置いたモデル計算の結果、概ね20~40%台の実効負担率 (手数料を除く)

	米国ネバダ州	シンガポール	マカオ	豪州ビクトリア州	日本
IR全体収入① (うちGGR 76% ①')	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)	2,112億円 (1,488億円)
GGR等に対する比例負担②	月次免許料 (6.75%) 1488×6.75%=100億円	一般客からのGGR (15%)	カジノ税 (39%) 1488×39%=580億円	テーブルゲーム: 一般客はGGRの21.25%	納付金 (10%~40%)
	スロット免許料 年次: \$250×2500台 四半期: \$20×2500台×4 テーブル免許料 年次: \$16000+\$200×(520台-16) 四半期: (\$20300+\$25×(520台-35))×4 1億円	VIPからのGGR (5%)	ゲーミング税: スロットマシン 2500台×1.4万円 テーブルゲーム VIP向け: 520台 ×50%×約400万円 一般向け: 520台 ×50%×約200万円 16億円	VIP客はGGRの9% ゲームマシン: GGRの31.57% 地域利益負担料: GGRの1% Super Tax (累進性) ゲームマシン税 (累進性)	
定額負担③ (ライセンス料等)	-	年間16億円 (実績値)	年間4億円 (実績値)	年間 664億円 実績値計算	a (定額負担)
営業費用等 (60%)	1258億円	1258億円	1258億円	1258億円	1258億円
税引前利益	753億円	596億円	254億円	190億円	259~706億円 (-a)
法人税④	753×35%=263億円	596×17%=101億円	-	190×30%=57億円	(259~706)×29.97% =78~212億円 (注3)
消費税⑤ (注4)	(2112-1488)×8%=50億円	2112×7%=148億円	-	(2112-1488)×(100-60)%×10%=25億円	(2112-1488)×(100-60)% ×8%=20億円 (注3)
地方税⑥	商業税 (GGR-②)×0.2% (1488-101)×0.2%=3億円	固定資産税 ※上記GGR負担の内数	不動産保有税 税収不明	不動産保有税 税収不明	法人外形課税21億円 固定資産税54億円 (注5)
税引後利益	437億円	345億円	254億円	108億円	91~404億円 (-a')
実効負担率 (②~⑥)÷① (注3)	17.4%	24.7%	28.4%	38.5%	20.6~35.5% (+β)
GGRに占める負担率 (②~⑥のカジノ関連部分÷①')	20.4%	30.1%	40.3%	52.2%	24.7~47.8% (+β')

(注1) 上記は、一定の仮定に基づく試算であり、日本の実際の税制上の取扱いについて予断するものではない。  
 (注2) 換算レートについては、1ドル=111円、1星ドル=80円、1/バカ=14円として計算。(平成29年6月時点) (注3) 地方税相当分を含む。  
 (注4) シンガポールは、事業者負担の消費課税がなされる。ネバダ州はゲーミング部分は課税対象外。ビクトリア州はゲーミング部分に減額措置がなされている。  
 (注5) 土地部分は国内アミューズメント施設周辺地域の土地公示価格を、建物・償却資産部分は外国事業者の平均資産額を用いて機械的な計算を行ったもの。その他、都市計画税等も賦課される可能性。



### 3. おわりに～「観光先進国」の実現に向けて～

31

